



くぎかいだより

NO. 212
 発行/北区議会
 〒114-8508
 東京都北区王子本町1丁目15番22号
 TEL(3908)1111(大代表)



常任・議会運営委員会及び特別委員会審査事項

| 特別委員会 | | | | | 議会運営委員会 | 常任委員会 | | | | |
|--|---|----------------------------|---|---|--|--------------|----------------|---------------------|------------------------|---|
| 交通環境 対策 | 都区制度 等調査 | 防災 対策 | 地域 開発 | 議事録 | | 建設 | 文教 | 健康 福祉 | 区民 生活 | 企画 総務 |
| 21 駅周辺の交通バリアフリー対策について 首都高速道路王子線に係わる諸問題について | 21 今後の都区のあり方に係わる都区協議について 地方分権に伴う地方行政制度の改革について | 21 地震災害について 風水害等について | 5432 志茂地区まちづくりについて 赤羽駅東口地区まちづくりについて 田端地区土地区画整理事業について | 1 (1) 十条駅付近地下化に伴う諸問題について (2) 十条駅周辺地区再開発について (3) 十条防災まちづくりについて 西ヶ原地区まちづくりについて 志茂地区まちづくりについて | 321 議会の運営に関する事項 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 議長との諮問に関する事項 | まちづくり部に関する事項 | 教育委員会事務局に関する事項 | 健康福祉部及び子ども家庭部に関する事項 | 地域振興部、区民部及び生活環境部に関する事項 | 政策経営部、総務部、危機管理室、会計管理室、選挙管理委員会事務局及び監査事務局に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 |

平成19年第1回臨時会が5月25日に開会されました。



副議長
おの かつひろ
小関 和幸



議長
ながい なおまさ
永沼 正光

このたびの北区議会臨時会におきまして議長、副議長という大役を仰せつかりました。身に余る光栄でございます。一方、その責任の大きさを改めて痛感いたしております。北区政は、激動する時代にあつて「ともにつくり未来に

つなぐときめきのまち—人とみどりの美しいふるさと北区—の実現に向け、効率的で安定的な行財政を進めているところでございます。区議会といたしましても、区民の信託と幅広い期待にこたえるため、区との連携を保ちながら、議会本来の役割を着実に果たしてまいります。議会運営では、その意味・価値・理想を念頭に、公平で公正、円満を軸に真摯に努めてまいります。区民の皆様の声を区政に反映できるよう全力を尽くす所存でございますので、今後ともご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

新しい議長・副議長のあこがれ

区議会の役割は

みなさんの声を伝えます!



●区議会議員は 区民の代弁者です

【区議会議員の選挙】
議会は区民の直接選挙によって選ばれた議員で構成されています。議会は区民を代表する機関であり、区民の意思を区政に反映させる重要な役割を担っています。

●任期及び定数

現在の北区議会議員の任期は、平成19年5月1日から平成23年4月30日までの4年間で、議員の定数は、条例により44人となっています。

●区議会と区長の関係

区議会は、区民生活に関わる重要な事項を決めています。一方、区長は、区議会で決められたことに基づき、実際の区の仕事を進めています。議員も区長も、ともに区民の直接選挙により選ばれ、それぞれ独立した権限を持っています。そして相互に協力してよりよい豊かな区政を行うよう努力しています。



区議会や議員の仕事は どんな仕事?



●議会の意思は本会 議の議決で確定します

【議案の審議の流れ】
議会で審議し、議決する原案を「議案」といいます。

●本会議

本会議は、議員全員が集まる最も重要な会議です。本会議では、提出者より議案の説明を受け、質疑のあと、それぞれの議案を委員会に付託します。

●委員会

各委員会に付託した議案の審査報告をまとめて本会議では賛成や反対の討論が行われ、議決されます。

●委員会

委員会は、委員は議題について自由に質疑し、意見を述べることが出来ます。必要に応じて、区長やその他の区の職員の出席を議長を通じて求めることができます。また、委員会から議案を提出することもできます。

●議会が必要と認めるときは、公聴会を開いたり、参考人を呼ぶこともできます。

審査が終了した時は、委員長は審査報告書を作成して議長に提出します。

●議長は議会の代表・進行役です

【議長・副議長の選出方法】
議長は、議員の中から選挙で議長と副議長を選びますが、任期はいずれも議員の任期ですが、議会の許可を得て辞職することができます。

●議長の仕事

議長は、区議会のリーダーとして会議の運営や秩序の維持に努め、議会に関する事務処理を指揮し、対外的に議会を代表します。

●議会には本会議と委員会があります

【本会議と委員会の関係】
議会の最終的な意思決定(議決)は、本会議で行われますが、この本会議の予備審査機関として委員会が設けられています。

●委員長の仕事

委員長は、委員会を招集することにも、委員会の議事の進行や整理を行います。

●定例会は年4回開かれます

【定例会と臨時会】
北区議会には、年4回(2月、6月、9月、11月)開かれる「定例会」と必要に応じて開かれる「臨時会」があります。

●議会の招集

【議会の招集】
区議会の定例会、臨時会は区長が招集しますが、議長から招集請求があったとき、又は議員定数の4分の1以上(北区議会においては11人以上)の議員から招集請求があったときは、区長は臨時会を招集しなければなりません。

●会期

議会が活動する期間を「会期」といいますが、会期の長さは、会期ははじめに議会の議決で決めます。原則として、会期中に本会議や委員会活動などを行います。

●議会の開会

【議会の開会】
議会は、「開会」によって活動が始まります。開会が議長が宣告します。また、その日ごとの会議の開閉も、議長の宣告により行われます。

●議会事務の窓口が 区議会事務局です

【区議会事務局】
区議会は、区民の声にお応えするために十分な活動ができるよう事務局を置いています。

●議員は議会の代表・進行役です

【議長・副議長の選出方法】
議長は、議員の中から選挙で議長と副議長を選びますが、任期はいずれも議員の任期ですが、議会の許可を得て辞職することができます。

●議長の仕事

議長は、区議会のリーダーとして会議の運営や秩序の維持に努め、議会に関する事務処理を指揮し、対外的に議会を代表します。

●議会には本会議と委員会があります

【本会議と委員会の関係】
議会の最終的な意思決定(議決)は、本会議で行われますが、この本会議の予備審査機関として委員会が設けられています。

●委員長の仕事

委員長は、委員会を招集することにも、委員会の議事の進行や整理を行います。

●定例会は年4回開かれます

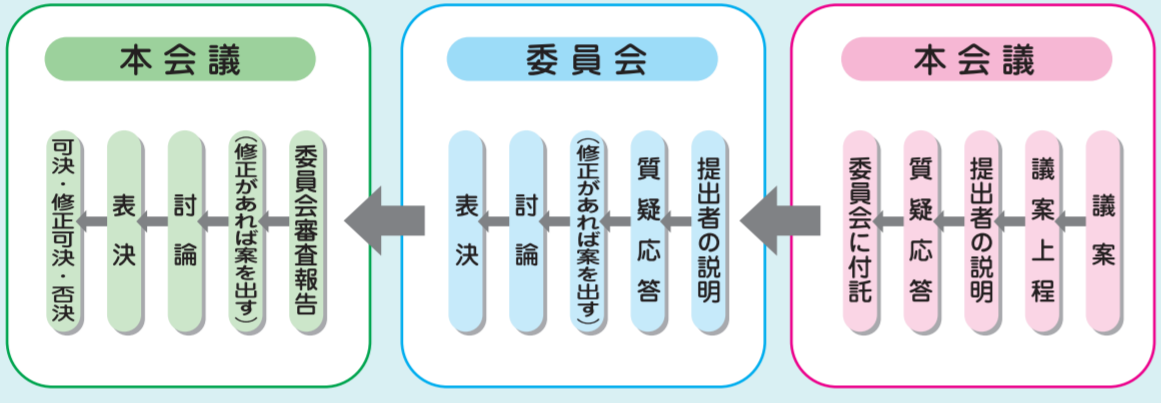
【定例会と臨時会】
北区議会には、年4回(2月、6月、9月、11月)開かれる「定例会」と必要に応じて開かれる「臨時会」があります。

●議会の招集

【議会の招集】
区議会の定例会、臨時会は区長が招集しますが、議長から招集請求があったとき、又は議員定数の4分の1以上(北区議会においては11人以上)の議員から招集請求があったときは、区長は臨時会を招集しなければなりません。

●会期

議会が活動する期間を「会期」といいますが、会期の長さは、会期ははじめに議会の議決で決めます。原則として、会期中に本会議や委員会活動などを行います。



区民が議会に参加するには

どうすればいいの?



●区民の要望は請願や陳情として提出できます

【請願・陳情の提出方法】
請願・陳情は、議会に対して文書で施策の実現を要望する制度です。「請願」には議員の紹介が必要ですが、「陳情」は議員の紹介がなくても提出できます。受付は常時行っていますが、定例会の会期中の委員会審査するためには、事務手続き上、会期の初日の4日前に区役所が休みの日を除く、までに提出する必要があります。

Form for submitting petitions and requests. Fields include: 要旨 (Purpose), 理由 (Reasons), 請願者 (Petitioner), 住所 (Address), 氏名 (Name), 電話番号 (Phone Number), 年月日 (Date/Time), 東京都北区議会議員 殿 (To: Council Members).

●区議会を傍聴しよう

【傍聴の方法】
本会議場は、区役所第一庁舎4階の区議会事務局で傍聴券の交付を受けてから、6階の傍聴席で傍聴できます。委員会は、区役所第一庁舎4階の委員会室で傍聴簿に記入の上、傍聴できます。

●議員の調査研究活動

【議員の調査研究活動】
議員は、区役所の仕事を把握し、問題点や課題を見つけて、新しい施策を提案しています。そのため、直接調査を行い、担当者から話を聞くこともあります。会派でも区政に関する勉強会や調査活動を行ってレベルアップを図っています。

●議員は、条例・意見書などを議会に提案できます

【議員の提案】
区の仕事は法律、条例、規則などに基いて行われています。区に提案したいものは、議員が法律、条例、規則などに基いて行われています。区に提案したいものは、議員が法律、条例、規則などに基いて行われています。

●政治倫理条例とは

政治倫理条例とは、議員が区民の信頼を受けた立場にあることを認識し、区民全体の奉仕者として政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うことを促し、もって清正で民主的な区政の発展に寄与することを目的に制定し、平成11年5月1日より施行しました。

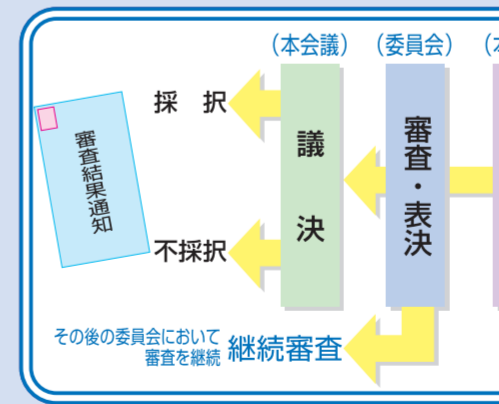


●区議会の活動について知りたい方は

【区議会の広報】
区議会では、定例会の日程をお知らせする「くぎかいたより」や「くぎかいたより」を発行しています。「くぎかいたより」は、目の不自由な方のための点字版とテープ版(音声)があります。区議会事務局までお申し出ください。区議会事務局は最寄りの図書館で、委員会の記録は区議会事務局で閲覧できます。

●区議会の活動について知りたい方は

【区議会の広報】
区議会では、定例会の日程をお知らせする「くぎかいたより」や「くぎかいたより」を発行しています。「くぎかいたより」は、目の不自由な方のための点字版とテープ版(音声)があります。区議会事務局までお申し出ください。区議会事務局は最寄りの図書館で、委員会の記録は区議会事務局で閲覧できます。



●区議会を傍聴しよう

【傍聴の方法】
本会議場は、区役所第一庁舎4階の区議会事務局で傍聴券の交付を受けてから、6階の傍聴席で傍聴できます。委員会は、区役所第一庁舎4階の委員会室で傍聴簿に記入の上、傍聴できます。

●議員の調査研究活動

【議員の調査研究活動】
議員は、区役所の仕事を把握し、問題点や課題を見つけて、新しい施策を提案しています。そのため、直接調査を行い、担当者から話を聞くこともあります。会派でも区政に関する勉強会や調査活動を行ってレベルアップを図っています。

●議員は、条例・意見書などを議会に提案できます

【議員の提案】
区の仕事は法律、条例、規則などに基いて行われています。区に提案したいものは、議員が法律、条例、規則などに基いて行われています。

●政治倫理条例とは

政治倫理条例とは、議員が区民の信頼を受けた立場にあることを認識し、区民全体の奉仕者として政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うことを促し、もって清正で民主的な区政の発展に寄与することを目的に制定し、平成11年5月1日より施行しました。

●区議会の活動について知りたい方は

【区議会の広報】
区議会では、定例会の日程をお知らせする「くぎかいたより」や「くぎかいたより」を発行しています。「くぎかいたより」は、目の不自由な方のための点字版とテープ版(音声)があります。区議会事務局までお申し出ください。区議会事務局は最寄りの図書館で、委員会の記録は区議会事務局で閲覧できます。

新しい議会の構成

議長 永沼 正光

副議長 小関 和幸

議会選出監査委員
樋口 万丈
林 千春

常任委員会

◎委員長 ○副委員長

| 企画総務委員会 (定数9人) | 区民生活委員会 (定数9人) | 健康福祉委員会 (定数9人) | 文教委員会 (定数8人) | 建設委員会 (定数9人) | | | | | |
|---|---|--|--|--|--|--|---|---|---|
|  ◎黒田みち子 滝野川5-9-3 3916-0056(自) |  ○上川 晃 赤羽台4-17-18-808 3907-0505(公) |  ◎山中邦彦 赤羽2-49-11 3901-9376(あ) |  ○福島宏紀 豊島5-4-1-618 3913-4751(共) |  ◎福田伸樹 赤羽台3-13-24-202 3900-0137(民) |  ○小池たくみ 浮間3-1-4-504 5392-4892(自) |  ◎宇野 等 上十条1-9-23-1002 3909-0473(公) |  ○木元良八 神谷2-11-2 3902-3564(共) |  ◎八百川 孝 東十条5-1-9-101 3901-9898(共) |  ○土屋 敏 田端3-3-14 3827-7605(公) |
|  大島 実 堀船2-31-2-903 3914-9342(公) |  大畑 修 中十条3-8-9 3908-8669(民) |  稲垣 浩 浮間2-10-7 5392-1242(公) |  太田奈保子 赤羽2-7-2-302 6421-2430(自) |  青木博子 志茂4-25-3 3901-7645(公) |  近藤光則 赤羽南2-10-15-208 6312-4544(公) |  池田博一 赤羽北1-3-1 3907-0669(自) |  石川 清 赤羽西2-18-12 3902-9222(あ) |  榎本はじめ 滝野川2-6-11-101 3940-9373(ク) |  小関和幸 豊島5-4-1-1319 3912-6622(公) |
|  金子 章 十条仲原1-3-7 3908-6661(あ) |  椿 くにじ 上十条2-13-1-612 6903-8122(自) |  戸枝大幸 田端4-21-14-703 3824-1717(声) |  林 千春 豊島4-16-34-811 3914-3407(民) |  相楽淑子 赤羽北3-22-17 3900-7814(共) |  野々山 研 岩淵町22-31-401 3901-0851(共) |  花見 隆 志茂3-21-9 3598-1040(民) |  本田正則 田端3-4-12-305 3824-3956(共) |  佐藤有恒 滝野川1-68-7-1101 3940-8177(民) |  鈴木隆司 志茂3-17-23 3901-3618(民) |
|  福田 実 王子5-2-4-601 3927-3304(社) |  八巻直人 滝野川2-34-4-201 3917-9827(共) |  樋口万丈 豊島3-13-10 3913-9015(自) |  宮島 修 滝野川4-30-5 3907-0399(公) |  平田雅夫 堀船4-5-15 3912-2567(民) |  安田勝彦 神谷3-30-10 3902-1812(あ) |  横満加代子 王子3-8-2 3914-5708(公) |  渡辺かつひろ 中十条1-21-2 3908-1355(自) |  中川大一 赤羽北2-18-18 3900-5553(共) |  永沼正光 志茂2-48-4 3901-7571(自) |
|  山崎 満 赤羽西4-19-8 3909-3846(自) |  |  山崎たい子 豊島7-19-10 3927-7832(共) |  |  山田加奈子 西ヶ原3-60-9-303 3916-6022(自) |  |  |  藤田隆一 上中里2-4-11 3911-1318(自) |  | |

(会派名の略称)

自=自由民主党議員団
社=新社会党議員団

公=公明党議員団
ク=北区・区民クラブ

共=日本共産党北区議員団
声=ほくと声

民=民主区民クラブ

あ=あすか新生議員団

議会運営委員会 (定数13人)

- ◎横満加代子 ○花見 隆
- 宇野 等 大畑 修
- 小池たくみ 相楽淑子
- 土屋 敏 八巻直人
- 山崎たい子 山崎 満
- 山田加奈子 山中邦彦
- 渡辺かつひろ

地域開発特別委員会 (暫)

- ◎池田博一 ○中川大一
- 稲垣 浩 榎本はじめ
- 大畑 修 小関和幸
- 金子 章 椿 くにじ
- 林 千春 本田正則
- 山崎 満

防災対策特別委員会 (暫)

- ◎藤田隆一 ○青木博子
- 宇野 等 相楽淑子
- 永沼正光 花見 隆
- 福島宏紀 福田 実
- 宮島 修 山田加奈子
- 山中邦彦

都区制度等調査特別委員会 (暫)

- ◎鈴木隆司 ○石川 清
- 太田奈保子 上川 晃
- 近藤光則 戸枝大幸
- 野々山 研 樋口万丈
- 福田伸樹 八百川 孝
- 横満加代子

交通環境対策特別委員会 (暫)

- ◎八巻直人 ○佐藤有恒
- 大島 実 木元良八
- 黒田みち子 小池たくみ
- 土屋 敏 平田雅夫
- 安田勝彦 山崎たい子
- 渡辺かつひろ

会派一覧と役職

自由民主党議員団

- 山崎 満 □太田奈保子
- 渡辺かつひろ ☆小池たくみ
- △椿 くにじ △山田加奈子
- 池田博一 黒田みち子
- 永沼正光 樋口万丈
- 藤田隆一

公明党議員団

- 宇野 等 □上川 晃
- ☆土屋 敏 △稲垣 浩
- 青木博子 大島 実
- 小関和幸 近藤光則
- 宮島 修 横満加代子

日本共産党北区議員団

- 八巻直人 □本田正則
- ☆山崎たい子 △野々山 研
- 木元良八 相楽淑子
- 中川大一 福島宏紀
- 八百川 孝

民主区民クラブ

- 大畑 修 □花見 隆
- ☆福田伸樹 △佐藤有恒
- ◇平田雅夫 鈴木隆司
- 林 千春

あすか新生議員団

- 山中邦彦 ◇金子 章
- ☆石川 清 △安田勝彦

新社会党議員団

- 福田 実

北区・区民クラブ

- 榎本はじめ

ほくと声

- 戸枝大幸

■ 幹事長 □ 副幹事長

☆ 政務調査会長 △ 政務調査副会長 ◇ 区議会だより編集委員会委員